

令和4年度
九州ブロック担当者会同

【 社 会 事 業 部 】

《 議 事 録 》

令和4年度九州ブロック担当者会同【社会事業部】《議事録》

1. 開催日 令和4年10月22日（土） 13：30～17：00
同月23日（日） 9：00～12：00
2. 場 所 オリエンタルホテル福岡 博多ステーション 3階 恵比須B
福岡市博多区博多駅中央街4-23
TEL：092-461-0170
<https://fukuoka.oriental-hotels.com/>
3. 出席者 [福岡会] 池之上 幸輝（社会事業部長）
友岡 直紀（社会事業部理事）
秀島 昌孝（社会事業部理事）
[佐賀会] 古賀 俊介（社会事業部長）
北村 潤一（理事）
[長崎会] 初柴 穰（社会事業部長・ADRセンター長）
宮崎 龍信（社会事業部次長）
[大分会] 川合 達也（社会事業部長）
宮田 忠美（社会事業部員）
[熊本会] 濱崎 顯爾（社会事業部長）
山村 修司（社会事業部理事）
[鹿児島会] 浜田 一平（社会事業部長）
郡山 天志（社会事業部理事）
[宮崎会] 津村 剛（副会長・社会事業部部長）
[沖縄会] 花城 康喜（社会事業部長）
濱元 朝一郎（社会事業部理事）
4. 座 長 福岡会 池之上 幸輝

令和4年度九州ブロック担当者会同 社会事業部 議題

- 議題1 ADRセンターの運営について（大分会）
- 議題2 ADRセンターのコロナ対応、及び活動状況について（長崎会・鹿児島会・宮崎会）
- 議題3 今後のADRセンターの引継ぎについて（佐賀会）
- 議題4 ADRセンターの研修会について（大分会）
- 議題5 ODRに対する取り組みについて（福岡会・長崎会・鹿児島会・宮崎会・沖縄会）
- 議題6 認定調査士の活用、研修について（熊本会・沖縄会）
- 議題7 公嘱協会との対応について（福岡会）
- 議題8 空き家対策について（佐賀会・宮崎会・沖縄会）
- 議題9 狭あい道路解消の問題について（長崎会・鹿児島会）
- 議題10 全国一斉表示登記無料相談会について（沖縄会）
- 議題11 公共・公益にかかわる事業について（熊本会・宮崎会）
- 議題12 他土業との連携について（福岡会）
- 議題13 災害対策について（福岡会・宮崎会）
- 議題14 対外向け研修会について（福岡会）
- 議題15 ウェブ会議システムの利用について（熊本会・沖縄会）
- 議題16 社会事業部の事業について（沖縄会）

議題	1	ADRセンターの運用について
提案理由	大分	<p>大分会のADRセンターでは平成26年以降から調停が一度も行われておりません。境界問題の相談があった場合、相談者にADRを選択して頂くための手法等がありましたらご教示をお願いいたします。</p>
福岡		<p>当会ではセンターで相談調停を担当するADR委員を県会が主催（広報部担当）の無料相談会の相談員として派遣しています。ADRの手続きを理解しているため、相談者に選択肢の一つとして提案できていると思います。</p> <p>ADR委員にとっても傾聴のスキルアップに繋がっていると思います。</p>
佐賀		<p>佐賀会ではまず境界問題相談センターが相談窓口となります。</p> <p>相談員2人にて相談面談をおこない解決方法を提示します。</p> <p>その後詳しく現地を把握するため事前測量を行い、場合によっては継続業務を行ったり、他の方法を紹介したりして解決に導いています。</p> <p>現地測量をおこなうまでに至っていないのが現状であるため全て相談で事切れになっているのが実状です。</p>
長崎		<p>長崎会も平成26年以降調停を行っていない。</p> <p>本会としては、会員が日々努力している結果と捉え、問題無いと判断している。</p>
大分		<p>大分会ではまず境界問題相談センターが相談窓口となり、相談員が相談内容に応じて解決方法を提示し、相談者の要望があればさらに詳しく現地を把握するため事前測量を行い、場合によっては継続業務を行ったり、他の方法を紹介したりして解決に導いています。ですが相談員が相談者にADRを解決方法として紹介を殆どしていません。一昨年度に規則を改正して手続費用等の引き下げを行いました但効果は出ていない状況です。</p>
熊本		<p>境界に関する相談がセンターに有った場合、電話と面談で対応しています。</p> <p>その際、相談内容に応じてADRを勧めています但利用に至っておりません。</p> <p>会員にもPRをお願いしていますが紹介されていないのが現実です。</p> <p>先日、筆界特定室から紹介があり、調停までこぎ着けましたが不調に終わりました。</p>
鹿児島		<p>手続の相談を受ける者は、センターの手続はもとより、境界トラブルの他の解決方法すべてについて理解し説明できなければならないと思います。</p> <p>鹿児島会では相談者から本会事務局に電話があれば、運営委員が電話でセンターにおける相談、調停の手続等の説明（メリット、デメリット、費用等を含む）を行っています。この際、具体的な事件の内容について助言等ができないのでその点に注意を払っています。</p>

宮崎	<p>宮崎会では、今年度に調停が1件（1回・事前面談は2回）行われました。和解・解決には至りませんでした。宮崎会では、事務局で電話受付を行っており、センター利用を希望する方々は、ホームページや法務局、弁護士・警察などを介して、センターに問い合わせが来ている状況です。当会会員からの紹介もあります。また、今年度、都城市役所で使われる封筒で広告枠に関する打診があり、当会とセンターについてを掲載するに至りました。手続費用などについては、事前面談申し込み段階で説明等をおこなっております。</p>
沖縄	<p>数少ない調停の場がありましたが、前々からのもめ事で互いに主張があり解決できませんでした。調停はそれ以後ありません。（平成27年頃）</p> <p>一方、事前相談では説明を聞いて納得されて帰られます、そういう部分では意義はあるものと感じています。</p> <p>本相談では弁護士を交えての相談で有料になることを説明すると本相談へはなかなか進みません。</p>
まとめ	<p>《資料》P2～P10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの処理状況報告書（福岡・長崎・大分・宮崎・沖縄） ※鹿児島会様資料が漏れておりました。申し訳ありません。 <p>《追加資料・令和4年10月25日メール添付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターパンフレット（福岡・長崎・大分・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄） <p>○各会ともに調停の件数は伸び悩んでいるが、「調停に至らないのは、会員が日々の業務で紛争を未然に防ぐ努力している結果である」と、前向きに捉える意見も上がった。</p> <p>○相談者にADRを選択してもらうためには、対外的アプローチ（パンフレットや広報など）だけでなく、会員にADRの活用方法などについての研修会を行うなどの対内的アプローチも重要である。</p> <p>○福岡会の取組</p> <p>センターで行う事前相談（受付面談）を廃止し、県内で月4回開催されている無料相談会にADR委員を派遣している。調停の件数は少ないが無料相談会自体は盛況で、ADR委員の傾聴のスキルアップに繋がっている。</p>

議題	2	ADRセンターのコロナ対応、及び活動状況について
提案理由	長崎	『コロナ禍におけるADRセンターの運営状況について』 コロナ禍においての各県のセンターの運営状況及び対策等をお聞きしたい。
	鹿児島	『コロナ禍で他会のADRの活動をどの様に行っていますか?』 鹿児島会は電話の件数がめっきり減っている状況で、他会の状況を把握したい。
	宮崎会	コロナ禍及びこれに類似した緊急時への対応・対策を検討されているか参考としたい。
福岡	当会では現地調停にも対応しているため、センター自体は休止しておりません。また、会場の都合で休止していた、県内各地で開催している無料相談会も再開されたため、相変わらず相談申出・調停申立の件数は伸び悩んでおりますが、センターとしては平時に戻りつつあります。	
佐賀	コロナ禍になり相談件数が全く無いのが実状です。実際に相談案件があった際には換気を良くして、アクリル板敷居を付けて対応しようと考えております。	
長崎	本会のセンターの受付場所は、本調査士会の一室であり窓が無くしかも狭い、といった状況から受付を休止している状況です。	
大分	ADRセンターの利用の前に、基本的に境界問題相談センターの電話相談を前置主義としており、その相談件数は昨年から増えていますが、相談からADRへ移行する案件はなくコロナ禍に関係なく運営できていません。 ADRセンターはコロナ禍の対応は特にとっていません。	
熊本	熊本会もコロナ禍で電話の件数が減っています。	
鹿児島	現在の状況を静観している状態です。	
宮崎	宮崎会は、いまだ終息しない新型コロナウイルス感染症(8月19日現在、宮崎県では医療非常事態宣言を発令、個人や事業者への行動要請がある。)による影響下で、休止していた運営を再開し、事前面談・調停等を実施している。 議題1でも説明しましたが、今年度、2回の事前面談。1回の調停に至りました。これまで、傾聴など面談時の技術習得を主とした研修が行われてきましたが、当会会員内でもセンターの運営や活動内容を把握している人数は少ない状況を危惧し、センターの組織構成や規則・手続の流れを周知するような研修内容にシフトしようとしています。現在、センターの運営委員が固定化されているような状況にあるため、継続事業とできるよう検討・模索しています。 コロナ禍やこれに類似する状況下での活動については、感染拡大を防止するため、	

	<p>運営マニュアル（事務局の対応・座席の配置など）を作成しました。</p> <p>国・県・宮崎市の緊急対応には都度応じて、休止・再開を判断しています。</p>
<p>沖縄</p>	<p>沖縄県もコロナ感染拡大警報中ではありましたが電話予約による事前相談を、これまで同様に毎月第2、第4水曜日に行ってきました。なお、対面式相談者は少人数（3名以内）でお願いをして、相談室の窓の開放や消毒液、飛沫防止用ビニールシート設置等の感染対策を行い対応しております。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○各会の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止：長崎 ・ 行政の緊急対応に従う：宮崎 ・ 対応検討中：鹿児島、佐賀、大分、熊本 ・ 感染対策のみ：福岡、沖縄 <p>○各会ともに相談調停の件数が少ないため、どこまで具体的な対策が必要となるかの判断が難しい状況ではあるが、他会の動きを参考に対応を行う。</p>

議題	3	今後のADRセンターの引継ぎについて
提案理由	佐賀	<p>境界問題相談センターの会則及び運営方法の仕方を前任者からの引継ぎ方についてどのようにされていますか？</p> <p>今年前任の方と引継ぎを行うにあたって、書面での確認は出来たのですが、実際、案件が来て作業が動き出すときに業務が出来るのか不安です。他会の研修の仕方や書面の引継ぎ方又、運営方法などスムーズな引き継ぎ方を他会様のおこないを参考にできたらと考えております。</p>
福岡		<p>センターでは運営マニュアルを設け、マニュアルに沿って運営を行っていますが、現地調停やコロナ対応など新たな項目が追加されたため、マニュアルの刷新を行う予定です。初見でも運営を行えるような、より丁寧で分かりやすいマニュアル作成する予定です。</p>
佐賀		<p>主にセンターは社会事業部が携わっているのですが、現在は元々設立から詳しい会員に聞きながら行っています。</p> <p>代が代わるにつれて、詳しい人もいなくなり大変になってくると考えました。</p>
長崎		<p>第1回、第2回の委員会に前センター長に出席してもらい引継ぎを行った。</p> <p>また、委員の中にセンター開設時の会員がおり、聞きながら運営を行っている。4年に一度の本会の新人研修会が本年あり、ADRセンターについての研修を行った。</p>
大分		<p>平成26年に一度だけ調停が行われていますが、その後に調停は行われていないため規則やマニュアル等の書面での引継のみとなっています。</p>
熊本		<p>新しく認定調査士となる人は少しずつでは有りますが増加しています。</p> <p>しかし、その後の研修と引き継ぎをどの様に進めていけば良いか苦慮しています。</p>
鹿児島		<p>センターの跡継ぎ問題、この問題が一番の悩みです（ちなみに現運営委員は弁護士を除きほとんど12年目）。制度発足時のあの盛り上がりを作らなければ早晚各センターは閉鎖となるでしょう。日調連や各ブロックの責任も当然あるし、早急に対応策を協議すべきです。</p>
宮崎		<p>議題2でも述べていますが、運営委員が固定化されているような状況にあるため、センターの組織構成や規則・手続の流れについての研修を重点的に行っていくことを予定しています。引き継ぎはセンターの運営委員メンバーから選出するような体制にあり、これは今後は概ね変わらないと思われる。ただし、前述のと通りの研修を主軸に、当会会員の誰がセンターメンバーとなっても運営できるよう検討・模索しています。</p>

<p>沖縄</p>	<p>これまで構成員入れ替わりのある年度初めには、経験豊富な経験者が相談員、調停員の心得、手続きの流れ等を講義しやってきております、しかし担い手がなく次に相談センターに新規に入る者は1～2人でほとんど入れ替わりの無いのが現状です。引継ぎが課題です。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○各会の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳しい会員に確認：佐賀、長崎、鹿児島 ・マニュアルで対応：福岡 ・検討中：大分、熊本、宮崎 <p>○各会ともにセンターで取扱う件数が少ないため、過去に調停を経験した会員に頼ることが多いが、抜本的な対策が求められている。</p> <p>センター設立時に調停の経験した会員がいない中でも対応したこと、また市民の権利意識も変化しておりそれに沿った対応を求められていることなどを理解し、現行のマニュアル見直し誰でも運営を行えるような内容に変更する必要がある。</p> <p>○日調連や他ロックとも協力して対応策を協議すべきとの意見も上がった。</p>

議題	4	ADRセンターの研修会について
提案理由	大分	<p>大分会では会員によるADRセンターの関心度が低いと感じ、模擬調停などの実務研修を行いたいと考えていますが、適当な教材等が見当たらないため各会がどのような実務研修を行っているのかをご教示お願いいたします。また、研修会等で使用した資料を頂けるのであれば頂けないでしょうか。</p>
福岡		<p>センターが認証を取得し研修規程を設けたため、ADR委員への研修が必須となり、研修部と連携して県会主催の専門研修会でADRに関連した研修会を開催しております。内容は傾聴スキルの向上がメインですが、認定調査士が受講する法律的な分野も検討したいと思っております。</p> <p>過去には大学の准教授に模擬調停の研修を行っていただきました。</p>
佐賀		<p>窓口対応を受けた案件（今まで費用の面で全て途中で事切れ）を次のステップに行った場合、どのような測量・資料収集・現地踏査を行い両者を納得させる結果に持っていけるのかをグループ形式で研修を今後行いたいと考えております。</p>
長崎		<p>4年に一度の本会の新人研修会が本年あり、ADRセンターについての研修を行った。</p>
大分		<p>昨年度は、全体研修会で境界紛争解決センター及び境界問題相談センターの規則、要領、マニュアルの説明を行いました。実務経験が少ない為に内容について会員の関心度が低いのではないかと感じています。そこで、実務研修（模擬調停など）を計画しているのですが適当な教材が見当たらず苦慮しているところです。</p>
熊本		<p>模擬調停、コミュニケーション等の研修を計画していましたが新型コロナ感染者の感染拡大によりここ数年中止しています。</p>
鹿児島		<p>センター研修は体験型を必要とするのでリモート研修では身につけません。コロナ禍で3年ほど研修会はできませんでしたが、来る3月、鹿児島大学で社労士会、弁護士会と模擬調停研修会をやろうという話があります。（完全実施の場合、各会に案内をお出ししましょうか？</p>
宮崎		<p>以前は、牧師さんを講師として招き、「傾聴」などから調停技法を学んだ。「調停者ハンドブック—調停の理念と技法」 単行本 - 1998/4/1 レビン小林久子は、調停技法を学ぶにおいて参考となるかと思っております。</p>
沖縄		<p>センター設立当初の4～5年は模擬調停等の研修も行ってたと聞いてますが、近年は行っていません。</p> <p>平成27年以降は、調停や本相談もない状況等から、最近では事前相談・本相談の心得等のセンター構成員の研修を行っている状況です。</p>

<p>まとめ</p>	<p>《資料》P11～P48</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に行った研修会資料（福岡・長崎・鹿児島・宮崎・沖縄） <p>○各会で過去に行われた研修会の資料を収集し追加資料として配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡：九州大学入江教授（ロールプレイ）、弁護士（弁護士会のADR）、 コーチング（傾聴）、千葉会のハンドブック ・長崎：九州大学入江教授、静岡大学の准教授（佐賀会合同） ・鹿児島：弁護士（筆界の確定と特定 大学で弁護士・社労士と模擬調停会を企画 ・宮崎：参考図書（レビン小林先生「調停ハンドブック」）、 鶴戸西努牧師（『面談技法の基礎』） ・沖縄：弁護士（「境界紛争の処理」） <p>○ADRに関する研修は3段階に分けて行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「特別研修」未受講者に対する研修 →目的：ADRの必要性を理解してもらい特別研修の受講率を上げる 2、認定調査士に対する研修 →目的：民訴法などの理解を深め、代理人としてのセンター利用を促す 3、センターの運営委員や相談調停委員に対する研修 →目的：調停技法（傾聴など）の習得を行う
------------	---

議題	5	ODRに対する取り組みについて
提案理由	福岡	ODRに対する設備はどの程度整っているか。 日調連よりADRセンター間をオンラインで結ぶODRに対応するためにセンター規則の変更が必要ですが、ODRを行うために新たな設備等は導入されていますか？
	長崎	日調連にODRの実施申し出を行なうようになっているが、各県の実施状況をお聞きしたい。
	鹿児島	全国ではODR（遠隔地調停）を推進する流れとなっていますが何か取り組みや準備を行っていますか。他会の活動状況を把握したい。
	宮崎	コロナ禍によりテレワークもすすみ、ODRについても国の施策としても推進がなされている状況で、他会の動向・実績を参考としたい。
	沖縄	ADRセンター遠隔地調停等実施要領への取り組み状況について遠隔地調停等を実施したいセンターは、規則の変更と実施申出書を連合会に提出して登録簿に登録をしなければなりません。コロナ禍の折、他会の現状が気になるどころ、情報交換出来れば良いかと思えます。
福岡	福岡会ではC I S C O社のw e b e xと言うウェブ会議システムを導入し、部会等で活用しております。理事会や研修会で使用を想定して大型モニターを購入しており、ODRでも活用したいと考えております。 センター規則については3月2日に開催されたADRセンター担当者会合で示された「新旧対照表（案）」を基に精査中です。	
佐賀	佐賀会では今後もODRについては当面導入しない方向で行こうと考えております。	
長崎	申出を行うには、規則の改正が必要となるため、弁護士会と協議を進めている段階です。なお大型のモニターは導入済みです。	
大分	ウェブ会議システムを導入し研修会や理事会で実際に使用しているので設備は整っていますが、ODRについての対応は、今のところ他会の動向を注視しているのみです。規則の変更もまだ考えていません。	
熊本	熊本会ではオンライン対応の設備も一応整っているためODRの実施を行う方向で規則の変更に向けて準備中です。	
鹿児島	ODR導入は運営委員会で決議し、理事会の承認は得ています。ただ、規則等の改正は日調連の案をそのまま導入するのではなく、現行規則等の不具合の改正も含めて検討中です。	

宮崎	<p>ODRについては、事務局のオンライン対応の整備は進んでいるが、面談の方が相談者の話しぶりや意向の機微を確認できるというような状況にあること、相談者が高齢であることや遠隔地での会場環境整備についての準備が不十分であることから、進んでいない。</p>
沖縄	<p>当センターでも、オンラインによる遠隔地の相談・調停の受け入れを前提に検討したいのですが、規則の改正にはセンター運営委員会（弁護士も含め）の協議を経て理事会の決議を取らなければなりません。現在、コロナ感染拡大警報は終了しましたが医療非常事態宣言は継続しており、運営委員会の開催時期を見計らっている状況であります。</p>
まとめ	<p>《資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別冊（議題5）ADR担当者会同資料（35ページ） <p>○令和4年3月2日開催「令和3年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同」の内容について確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日調連は、各センター同士をオンラインでつなぐODRを想定し、遠隔調停実施要領を作成した ・各単位会は遠隔地センターとして受け入れるために規則の変更が必要である ・山口会では将来県内の当事者間を結ぶことも想定して規則の変更を行った <p>○実際に福岡会と熊本会の間で調停を引き継ぐ予定があるが、ODRに対応できていれば遠隔地を結んで調停を行うことが出来たかもしれない。</p> <p>内容：福岡在住の方から自身が所有する熊本の土地について福岡会に相談があり、調停を希望されたが福岡会の規則では県外の土地の境界問題に対応できないため熊本会に引き継ぐ予定となっている。</p>

議題	6	認定調査士の活用、研修について
提案理由	熊本	『認定調査士を取得した後のスキルアップの為の研修について』 以前は、認定後に傾聴を中心としたコミュニケーションに関する研修が盛んに開催されていた。しかしながら、ここ数年下火となってきたように思われる。もちろん新型コロナ感染者の感染拡大が影響していると思いますが各会の取り組み状況を伺いたい。
	沖縄	『認定調査士の活用について』 認定調査士を取得することによって活用内容職域が増えるのかメリットを感じにくく若い調査士への認定調査士取得することの意義使命を説明できず啓蒙活動が難しい。
福岡	福岡会でも認定率向上は喫緊の課題と認識しており、事ある毎に会員へ特別研修受講の呼びかけを行い、県会で開催する新入会員研修会でADRについて説明を行っております。 認定調査士に対するメリットとしては、一定の条件を設け、県会に紹介依頼があった場合に優先的に紹介を行う規程を設けます。	
佐賀	佐賀会として特別研修は新入会員の人は、必須で受講して下さいとお願いしています。しかし、近年は強制力も少し失っているのが実状です。 認定調査士取得することの意義使命を説明できていないのが事実です。	
長崎	今回は7名の特別研修受講者が揃い、久々に長崎でのグループ研修ができた。 来年以降は受講者が揃うか分からないのが現状。 4年に1回の新人研修会で講義を行い、啓蒙活動を行う。 認定調査士に特化したものではないが、マナーの講習を研修に取り入れている。	
大分	認定調査士の研修会や受講対策は行っていません。 大分県ではADRセンターとは別に境界問題相談センターがあり、その相談員は認定調査士から選任される規定になっており、認定調査士が日々の相談活動に活躍してもらっていますが、このことが認定調査士取得には繋がってはいません。	
熊本	熊本会では、コミュニケーションに関する研修を計画した。 しかし、集合研修の形式で計画していたため、新型コロナ感染者の感染拡大の影響で中止。 その後、ビデオ研修で良いものはないかと探したが見つかっていない。 各会の対応状況を伺いたい。	
鹿児島	認定調査士取得はその都度案内はしている。センターにおいてはセンター調停員、相談員として活用している。	

宮崎	<p>当会では、新人の多くが新人研修後、さほど間を置かず取得している。 実際に認定調査士が明確に活躍する場が少なく、当会ADR（当会・境界問題相談センター宮崎）でしか活躍の場がみいだせていない。今後、当会ADRにおいて、各会員が関わる場面、役割を担えるよう検討している。</p>																								
沖縄	<p>それでも今回は特別研修受講者を20名以上揃い地元での研修が実施できました。 取得者 会員175名中86名 認定調査士を境界問題相談センターの構成員として参加してもらっていますが、引き継ぐ会員がなかなか見つからず構成員の確保に苦労しています。</p>																								
まとめ	<p>《資料》P49～P51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士特別研修受講状況（日調連） ・会員名簿開示規程（福岡） <p>○各会の特別研修受講率 及び 認定率（令和3年9月14日現在）</p> <table border="1" data-bbox="383 884 965 1254"> <tr> <td>福岡</td> <td>受講率 32.1%</td> <td>認定率 23.8%</td> </tr> <tr> <td>佐賀</td> <td>〃 80.0%</td> <td>〃 45.5%</td> </tr> <tr> <td>長崎</td> <td>〃 51.8%</td> <td>〃 36.4%</td> </tr> <tr> <td>大分</td> <td>〃 65.3%</td> <td>〃 45.9%</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>〃 62.2%</td> <td>〃 46.7%</td> </tr> <tr> <td>鹿児島</td> <td>〃 48.2%</td> <td>〃 39.0%</td> </tr> <tr> <td>宮崎</td> <td>〃 72.8%</td> <td>〃 56.0%</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>〃 83.8%</td> <td>〃 60.1%</td> </tr> </table> <p>○各会の特別研修の受講率や認定調査士率が違うため、対応すべき問題が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講率・認定率がともに低い会は特別研修の受講を促す ・受講率は高いがに認定率が低い会は特別研修の再考査を促す ・受講率・認定率が共に高い会はADRを活用するように促す <p>○沖縄会の受講率向上の取組 未受講の会員に対し役員が個別に連絡を取って受講を勧めた。</p>	福岡	受講率 32.1%	認定率 23.8%	佐賀	〃 80.0%	〃 45.5%	長崎	〃 51.8%	〃 36.4%	大分	〃 65.3%	〃 45.9%	熊本	〃 62.2%	〃 46.7%	鹿児島	〃 48.2%	〃 39.0%	宮崎	〃 72.8%	〃 56.0%	沖縄	〃 83.8%	〃 60.1%
福岡	受講率 32.1%	認定率 23.8%																							
佐賀	〃 80.0%	〃 45.5%																							
長崎	〃 51.8%	〃 36.4%																							
大分	〃 65.3%	〃 45.9%																							
熊本	〃 62.2%	〃 46.7%																							
鹿児島	〃 48.2%	〃 39.0%																							
宮崎	〃 72.8%	〃 56.0%																							
沖縄	〃 83.8%	〃 60.1%																							

議題	7	公嘱協会との対応について
提案理由	福岡	公嘱協会との協議会を行われていますか？公嘱協会との協力して行っている事などがあればお知らせください。
福岡		福岡会では福岡県と公嘱協会の三者で災害協定を結んでおり、本年度はこの協定を基に具体的なマニュアル作りを予定しているため、公嘱協会との協議会を検討しております。
佐賀		3年前に海拔表示板の設置を公嘱協会と協力して設置しております。今後もその都度、公嘱と協力して行う案件が出れば、その都度行っていく予定です。
長崎		近年は公嘱協会以外の団体もできた為、協議は行っていない。
大分		公嘱協会との協議会は業務部が行っており、昨年度は14条地図整備作成作業、地籍調査事業、空き家対策、狭隘道路拡幅整備事業、里道・水路の表題登記促進等の協議を行いました。 大分会でも大分県と公嘱協会の三者で災害協定を結んでいますが、当会と公嘱協会とで協力する内容の住み分けがされており、特にこれまで協議する必要はありませんでした。
熊本		熊本地震の直後には、法務局から新たな事業の説明会等があったので公嘱協会と協力して対応していたが、その後協力する様な案件もない。
鹿児島		災害協定を鹿児島会、公嘱協会、各市町村の三者で締結している。現時点で鹿児島県および13市町村と締結済み。また鹿児島市とは毎年市主催で協定団体との意見交換会を開催しており防災に関して情報の共有を行っている。
宮崎		年1回協議の場を設けている。毎年建設的な協議が行われることは少ない。 当会が行う社会貢献事業においては、協力金などで連携は行っている。
沖縄		調査士会、公嘱協会、政治連盟の役員で必要に応じて年に2回程度協議会を行っています。土地家屋調査士業務に関する法律省令等が改正され、土地家屋調査士を取り巻く環境が大きく変化していくので今後も三団体で協力していきたい旨要望した

まとめ	<p>○各会と各県公嘱協会との協力事項</p> <ul style="list-style-type: none">・災害協定：福岡・大分・鹿児島・事業協力：佐賀・大分・熊本・宮崎・沖縄 <p>○沖縄会では、公共工事で亡失した境界標を復元すべきではないかと、宅建業会・調査士会・公嘱協会の三者で県に働きかけている。</p> <p>○公嘱協会との綿密に連携を取っていない会もあるが、行政の担当者にとっては公嘱協会が『土地家屋調査士の窓口』となっている可能性があり、会として積極的に公嘱協会に助言を行うなどしっかりとした連携を取る必要がある。</p>
-----	--

議題	8	空き家対策について
提案理由	佐賀	空き家対策推進特別措置法の調査・研究を他会はされていますか？
	宮崎	各会の動向を参考に今後の運営に反映させたいため、実際に締結・運用している会があれば、具体的な運用についてご教授いただきたい。 相談や測量・登記業務以外で、この問題に関連・付随した業務提案を行っている会があれば参考としたい。
	沖縄	市町村と協定を締結していますか？状況はどうですか？ 調査士はどのように関与していますか？
福岡	福岡県では空き家の利活用を目的とした「福岡県空き家活用サポートセンター」が開設されており、各市町村や当会を含む各種専門家とも連携しております。未登記建物の登記が必要な場合などサポートセンターより依頼を受け、空き家を所有する相談者に対応しております。各市町村がサポートセンターと連携しているため、個別の協定は締結しておりません。	
佐賀	佐賀会では、各々の市町村に空き家対策の委員さんを出していますが、各会員さんに任せっきりで、各市町村の動きをつかめていないのが実状です。 他会様では、どのような活動をされていますか？又、本会で他市町村の空き家対策について把握などはされていますか？	
長崎	島原市と協定を結んでいる。佐世保市、長崎市、長与町では空き家対策協議会の協力団体となっており、協議会は出席しているが、特に活動は行っていないのが現状。	
大分	各市町村の空き家対策協議会に参加している会員がいますが、状況や活動内容の把握、調査・研究等は行っていません。 空家対策に関する協定を結んでいる市町村もありません。	
熊本	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市に於いて委員会に委員や研究委員として参加している。 ・熊本市が建物の解体をしましたが、それに伴って土地合筆登記の出番は無かった。 ・その他の市町村でも委員として参画しているが目立った活動はない。 	
鹿児島	社会事業部での対応ではなく各支部において対応を行っている。	
宮崎	当会は、昨年度に2市との空家対策に関する協定を結び、本年度も1町との協定に向けて準備を進めている。 現在協定について、意思表示をしていない自治体には、当会の各支部長を介して、自治体の意向確認を行っている。	

<p>沖縄</p>	<p>那覇市、宮古島市、宜野湾市と協定を結んでいます、今期は沖縄市が協定を結ぼうと打診があります、ところが以前から協定を結んでいる前者3市はここ1年会合がなく停滞しております。</p> <p>活発に活動している会があればどのような工程で物事が進み調査士も関与できているかを知りたいです、沖縄市が協定案作成の中に建物解体後、建物滅失登記を行う工程が無かったので追記してもらいました。</p> <p>締結している市町村に派遣している会員からは報告するような動きはないとのこと</p>
<p>まとめ</p>	<p>≪資料≫P52～P56</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県空き家活用サポートセンター（福岡） <p>○各会の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が主導：福岡 ・各市町村と協定：長崎・宮崎・沖縄 ・各地の会員が対応：佐賀・大分・熊本・鹿児島（支部対応） <p>○各会ともに対応した会員から会に報告する規程などは設けておらず、件数や対応の内容は不明である。</p> <p>○「空き家対策推進特別措置法」では行政側にも対応を求めており、福岡県の取組を各県でも取り入れてもらうために、政治連盟と連携し働きかけを行いたい。</p>

議題	9	狭あい道路解消の問題について
提案理由	長崎	狭あい道路解消の問題の取り組み状況について 例年提案されている議案ですが、各県の取り組み状況をお聞きしたい。 土地家屋調査士の業務として直結するシステムを構築している会またはこれからしようとしている会の情報を特にお聞かせ願いたい。
	鹿児島	建築に伴う道路の中心後退は現況主義に因るものが多く、実際の道路境界からの中心後退と差異が生じた場合新たな問題となる。狭あい道路解消は土地家屋調査士が主導となることが困難で各市町村の財政や、やる気に因るところが多いが、うまく歯車がかみ合うと公嘱案件につながり両方の益につながるの何かいい取り組みを行っている会があれば参考にしたい。
福岡	当会は直接狭あい道路解消問題の取組みは行っておらず、県公嘱が県や各市町村と締結している随意契約の一つに含まれているようです。なお、すべてが随意契約ではなく一部入札となっております。	
佐賀	狭あい道路解消については、各県・各自治体で対応には大きな差がある。地域的な差違や自治体の資力が関係していると思慮されます。 鳥栖会（鳥栖市の場合）の話をしますと、年間狭あい道路の予算を鳥栖市建設課で確保して、その中で難易度に応じて費用が支払われるようになっております。	
長崎	島原市では年に10件程度、限られた予算内で公嘱協会へ分筆登記業務が発注されている。長崎市では車みち整備事業として年に数件入札が行われ、分筆登記業務に土地家屋調査士が携わっている。県全体としての件数は極めて少ない。	
大分	大分市で狭隘道路整備事業を行っており、分筆登記を公嘱協会に発注していますが予算が少なく年に数件しか発注がないようです。 政治連盟が各市町村を訪問して大分市の事例を紹介しながら狭隘道路整備の推進について協議をすると聞いています。	
熊本	以前、天草市に於いて狭あい道路についての説明会があったので公嘱協会に受注出来るのではないかと協議したが発注はなされていない。 個別案件として調査士個人が対応している。	
鹿児島	9月30日のシンポジウムで、所有者不明・狭あい道路についてパネルディスカッションを行い行政や一般参加者に問題提起を行っていく予定である	

宮崎	<p>当県の都城市は、狭隘道路に関連した嘱託登記への移行が明確になっており、一般案件から、嘱託登記により狭隘道路解消へとスムーズな手続が確立している。</p> <p>宮崎市においては、助成金制度がある。他の自治体は、一般案件の中で各名義人に寄付協力を希望するにとどまるものが多い。</p>
沖縄	<p>公共業務として積極的に狭あい道路解消業務、補償等を行っている市町村は無いと思います、業務を受けたときに後退基準を役所に問い合わせ対応しています。特に取り組みは行っていません。</p>
まとめ	<p>《資料》P57～P62</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路に関するアンケート調査集計（鹿児島） ・社会資本整備総合交付金（国交省） ・別冊（議題9）鹿児島会 シンポジウム資料（90 ページ） <p>○「狭あい道路整備等促進事業」は国交省所管の補助金「社会資本整備総合交付金」に含まれる80種類ほどある用途の一つで、各市町村の財政状況により狭あい道路解消に予算を割けず、積極的なところが少ないものと思われる。</p> <p>○各市町村により助成の有無や方法など様々であることが分かった。</p> <p>○行政への働きかけは、議員と繋がりのある政治連盟との連携が必要と思われる。</p> <p>○ある市では、道路幅が4mに満たない場合に申請人の費用負担で対側地の境界確定を求めており、他の市町村でもこの様なやり方を取り入れてもらえれば調査士の業務拡大に繋がる可能性がある。</p>

議題	10	全国一斉表示登記無料相談会について
提案理由	沖縄	無料相談会は毎年似たような対応で取り組みが充実しません、またコロナで不特定多数を対象に実施するのは困難です。各会の取り組みをご教授ください。
福岡		当会では広報部が担当し、7月29日(金)に 電話での相談会を開催しました。チラシを福岡法務局本庁に持参し、各支局出張所へ配布を依頼しました。広報部2名で10時から16時まで受付、12件の相談に対応しました。
佐賀		地方番組佐賀テレビの1分PR出演・地方新聞朝刊の広告 現在、佐賀会は佐賀市で月一回(半日)行われている無料相談会を実施しております。各部の常任理事が毎月受け持ち対応しております。無料相談会・調査士広報のポスターを佐賀市役所エレベーター内部に設置しております
長崎		調査士会HPや、地方の広報誌に掲載している。 本年はコロナ禍により開催する支部、開催しない支部があったが、県としては全部で6件の相談があった。
大分		3年連続で今年も調査士会事務局での電話相談のみで実施しました。 告知方法として地元紙の新聞に広告を入れています。土地家屋調査士自体を広く知ってもらうための広告として毎年入れるようにしています。
熊本		毎年百貨店のレストラン街を会場として相談会を計画しました。しかし開催間近で新型コロナ感染者の感染拡大が報じられたので、ここ2年は止むなく中止。しかし、今年度は感染拡大傾向に有りましたが実施しました。
鹿児島		全国一斉表示登記無料相談会については各支部の支部長宅で実施している。 他の無料相談会は他士業主催や行政主催のものに対し、調査士会として参加協力を行っている状況であり運営・会場のコロナ対策は主催者側に一任している。
宮崎		8月25日に開催された。コロナ禍を考慮し、オンラインでの相談も検討されたようであるが、事前予約で人数を限定し、一般的なコロナ感染拡大防止の対応を行ったようである。
沖縄		今回は地元新聞4紙に無料相談会案内を掲載し、ウェブでの相談も対応可とした。 内容としては「土地家屋調査士は国が指定する筆界の専門家」とアピールした。 その結果相談案件は調査士の専門性の知識でもって的確な回答が来ております。 通常は役所のブースを利用し県内十数か所に相談会場を設けて行う場合は50件以上相談ありましたが、今年は予約制で11件でした。

まとめ	<p>《資料》P63</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全国一斉不動産表示登記無料相談会ポスター <p>○各会の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 予約制で通常の相談：宮崎、沖縄・ 電話相談：福岡、大分・ 各支部で対応：鹿児島（支部長宅） <p>○熊本会の取組の詳細</p> <p>広告はせずにデパートのフードコートにて相談会を実施している。 館内放送で無料相談会を行っていることをアナウンスしてもらうことで、気軽に相談できる雰囲気を作れていると思われる。</p> <p>○全国一斉で行うことでより積極的な広報ができる。 テレビ・新聞・行政の広報誌など様々な方法を使って無料相談会の広報を行い、更に継続して行うことで調査士の知名度向上に繋がるものと思われる。</p> <p>○『全国一斉』だけではなく、『九州一斉表示登記無料相談会』の開催も提案したい。</p>
-----	--

議題	1 1	公共・公益にかかわる事業について
提案理由	熊本	『社会貢献活動で会や雄志で活動されておられたら内容等を伺いたい』調査士としての知識を生かして無料相談会や調停委員などを通して社会貢献を行っている。しかし、会としてその他に社会貢献できる事は無いかと思ひ活動状況を伺いたい。
	宮崎	コロナ禍において新たな取り組みを始めた会がありましたら、具体的な活動についてご教授いただきたい。 また、公共・公益事業として公嘱またはその類似団体で行っている事業がありましたら併せてご教授いただきたい。 また他業種との交流などから行っている事業など参考としたい。
福岡	当会では広報部が担当し、大学で社会連携講座を開催している。本年度は西南学院大学において全14回の講義を行う予定で、13名の会員が講義を担当します。現在、他の大学にもアプローチを行っております。 他業種との交流として、本年度は「金融機関向けの研修会」を開催する予定です。	
佐賀	高校への出前事業、中学生の職場体験、技能専門学校への講師として最近では調査士への仕事の関心を持ってもらう事業にとっても力を入れております。(広報部が中心)	
長崎	毎年、高校への出前授業を行っている。 本年は、職業能力開発促進センターからの依頼があり、講習を行う予定。 新幹線開通記念で、諫早市役所前広場にて新幹線の地上絵を行った。(9/24)	
大分	境界問題相談センターでの無料相談活動や、自治体主催の無料相談会へ相談員を派遣しています。出前事業や地上絵プロジェクト等は広報部が行っています。	
熊本	地域の中学校から職場体験の場の提供の依頼に対して個人や支部単位で協力している。	
鹿児島	<ul style="list-style-type: none"> ・吉松刑務所における受刑者を対象とした測量士補試験支援 全国の受刑者の中から刑務所が受講者を選抜(4~3名程度)、測量士補試験対策として8月から翌年5までの月2回(座学と実技)実施。調査士会からは講義者1名、実技に2名を派遣している。課題として今年を受講者1名に対して会として3名を派遣している。労力と人員的に割に合わず今後の状況を見守っていきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・桜島 GPS 観測 (公嘱) 京都大学による桜島の活動状況を確認する為の観測補助 (GPS を使用した定点観測) <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の調停員への推薦 	

宮崎	<p>当会は、毎年「地上絵プロジェクト」という名称で、出前授業のようなものを小、中、高の学校を対象に実施してきたが、ここ数年は、コロナ禍に伴い休止している。目立った活動が出来ず、総会における事業報告においても心苦しい場面もあり、コロナ禍でも可能な活動を模索している。</p>
沖縄	<p>沖縄市平和の日記念行事「折り鶴プロジェクト」で調査士会と公嘱協会とタイアップして9775.33mの折り鶴のレイ（ギネス認定）の測定を行った。</p>
まとめ	<p>《資料》P64</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会連携講座講義内容（福岡） <p>○各会の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生の職場体験：佐賀、熊本 ・ 地上絵：長崎、大分、宮崎 ・ 出前授業等：福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島 <p>○沖縄会の取組みの補足</p> <p>沖縄戦が公式終結した9月7日に合わせ、9.7km（約33万羽）の折り鶴のレイを作成。2017年当時のギネス記録となった。</p> <p>参照：YouTube「9月7日「折り鶴プロジェクト」ギネス世界記録達成の瞬間」</p> <p>○公共・公益に係わる事業は、調査士の業務自体に興味を持ってもらうことや職能を活かして地域に貢献することができ、通常の広報と違ったアプローチを行うことができるため大変重要な事業の一つであると思われる。</p>

議題	1 2	他士業との連携について
提案理由	福岡	『他仕業と個別（二者間・三者間）の協定はありますか？』 弁護士会とADR関連の勉強会等の協定、司法書士会と空き家問題関連の相談会等の協定、行政書士会や宅建業界と銀行に対して共同でセミナー等を行う協定など、他仕業と個別に結ばれた協定がありますか？
福岡		福岡会では本年度として「金融機向け研修会」を企画しており、銀行からの要望があれば他士業との連携を考えたいと思います。
佐賀		現状は有りません。
長崎		専門職団体連絡協議会（弁護士、司法書士、社会保険労務士、税理士、不動産鑑定士、中小企業診断士、土地家屋調査士の8士業）があり、毎年「専門家による何でも無料相談会」を行っている。また、連携し長崎県との災害協定締結を検討している。
大分		現在特にありませんが、今後他会を参考にさせていただきたいと思います。
熊本		<ul style="list-style-type: none"> ・熊本会では「熊本県専門士業連絡協議会」での活動のみで、個別に連携はしておりません。専門士業連絡協議会では熊本大学と連携して「寄附講座」を実施しております。（各士業2コマ） ・合同無料相談会、合同研修会、大懇親会、寄附講座等の活動を行っております。
鹿児島		鹿児島県が後援で9士業が協議会をつくり、毎年「なんでも相談会」を行っている。法律・税金問題から労働問題、事業承継、外国人材受入問題 etc 様々の相談に無料で応じている。
宮崎		他士業との協定は、県内で結んでいる「七士業連絡協議会」以外には結んでいない。宅建業界や銀行からは個別に講習の打診を受けた会員が応じている状況にある。今回、盗伐に関連して林業からの講習打診があり、近く開催される。
沖縄		10士業で組織する「沖縄士業ネットワーク協議会」があります。ここでは主に無料相談、災害支援、親睦を行っています。「よろず無料相談会」は受付が相談内容を把握して各業種相談担当者を貼付けワンストップで相談に対応しております。

まとめ	<p>《資料》P65～79</p> <ul style="list-style-type: none">・福岡専門職団体連絡協議会 暮らし・事業なんでも相談会ポスター（福岡）・専門職団体連絡協議会 何でも相談会（長崎）・鹿児島専門士業団地協議会（鹿児島）・沖縄士業ネットワークよろず相談会（沖縄） <p>○各会ともに複数の士業間での協定等はあるが、個別の協定等は結んでいない。</p> <p>○宅建業界などにも視野を広げ目的を絞った連携を行うことで、調査士の職能を発揮する機会が増えるものと思われる。</p>
-----	---

議題	1 3 災害対策について	
提案理由	福岡	<p>『災害に関して初動マニュアルは作成されていますか？ 災害に対する基金を設立されていますか？』</p> <p>事務局、会長、担当理事が被災することを想定し、誰が代行するか？臨時の事務局はどこに置くか？などの初動マニュアルが必要と考えます。</p> <p>各会ではどのような状況を想定していますか？既に初動マニュアル等がありましたら資料のご提供をお願いします。また、被災者支援や行政からの要請に備えて基金の設立などはされていますか？</p>
	宮崎	<p>当会は、日向灘に広く面した県であり、近年危惧される東海沖地震や日向灘を震源とする大型地震の際に、甚大な被害を被る可能性がある。</p> <p>そこで、災害時及びその後において会として少なからず対応もしくは、貢献できるよう基金の設立・マニュアルの検討を行うこととなった。</p> <p>他会の検討状況や動向など参考としたい。</p> <p>熊本会におかれましては、先の災害後に活動できたことや必要だと感じた物資や制度などありましたらご報告いただきたい。</p>
福岡	<p>福岡会は県と公嘱協会の三者で災害協定を結んでいるが、実際に災害が発生した際に県がどのような要請を行うかは不明であるため、県の担当課と協議を行う予定で、それを受けて初動マニュアル作成に着手する予定です。</p> <p>また、被災した会員への支援や行政からの支援要請に応えるための費用などを単年度で計上するのではなく基金の設立を検討しております。</p>	
佐賀	<p>私ども佐賀会は専門士業団にて佐賀県と災害協定を結んでおります。</p> <p>しかし、佐賀土地家屋調査士会単独では協定を結んでいないのが事実です。</p> <p>そのため佐賀県からも災害が起きた時に調査士会に要請をしづらいのではないのかと思います。</p> <p>初動マニュアル作成・会員の安否確認・基金の設立の検討は今後行っていかないとかんがえております。</p>	
長崎	<p>危機管理規則がある。</p> <p>災害協定は、長崎県、長崎市、島原市、諫早市、大村市と締結しているが、今年新たに雲仙市とも締結した。</p> <p>基金の設立は検討していきたい。</p>	
大分	<p>平成27年に危機管理規則を制定し、同時に災害対策マニュアルを作成しています。</p> <p>事務局には災害時に備えて備蓄品も保管しています。</p> <p>危機管理規則に大規模災害対策基金を規定しており毎年積立を行っています。</p>	

熊本	<ul style="list-style-type: none"> ・初動マニュアルの検討は行っておりますが作成には至っておりません。 ・災害対策基金は地震後設立し、毎年積み立てしております。 ・熊本地震、人吉球磨の7月豪雨等に対する活動につきましては会場にてお伝え致します。
鹿児島	<p>災害時の連絡網を作成している、調査士会・公嘱協会ともに基金の積み立てを行っているが詳細な取り扱いについては決まっていない。初動マニュアルについても作成はしていない状況である。</p>
宮崎	<p>基金設立とマニュアルの検討を開始した。</p>
沖縄	<p>災害時の調査士会員間の連絡体制表は確立されています。対外的には那覇市、糸満市豊見城市と災害時における支援に関する協定を結んでおります、内容は災害時における住民等に対する相談業務の支援等</p>
まとめ	<p>《資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子 2016熊本地震それぞれの未来へ（熊本） 熊本地震デジタルアーカイブよりダウンロード可能 https://www.kumamoto-archive.jp/post/58-99991jl0002xpe <p>《追加資料・令和4年10月25日メール添付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援協定一覧・危機管理規則・家屋被害認定調査支援規程（長崎） ・危機管理規則等（大分） ・災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（鹿児島） ・危機管理規則・基金に関する規則（宮崎） <p>○大分会の取組みの補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡会が作成した危機管理マニュアルを参考に策定。 ・災害基金は県会で160万円、公嘱協会です300万円を積み立てている。 <p>○長崎会の取組みの補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規則は平成25年に策定。 ・使い道を決めていない積立金がある。 <p>○熊本会の取組みの補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震のときに安否確認を実施。 ・被災した経験上、大規模災害が起こった際に実際に使用できる災害マニュアルを策定することは困難と思われる。

議題	1 4	対外向け研修会について
提案理由	福岡	<p>『銀行担当者向け研修会を行う計画はありますか？』 日調連が2月に開催した『銀行担当者向け研修会に関する意見交換会』を受け、福岡会では社会事業部が担当し本年度事業として進めております。各会では同様の研修会の計画はありますか？</p>
福岡		<p>日調連では広報部での扱いとなっておりましたが、福岡会では社会事業部が担当しております。金融機関2社にアプローチを行い、2社とも研修会に前向きな回答を頂いております。</p> <p>会員に金融機関に対する意見等を募り、それを基に講師候補者にテキスト作成を依頼しております。研修会は11月ごろ開催の予定です。</p>
佐賀		<p>金融機関にはありません。今後も予定はありません。</p> <p>今年行政（佐賀市役所から要望があったため）に向けて講師を派遣いたしました。</p>
長崎		<p>計画は無いが、今後検討していきたい。</p>
大分		<p>特にありません。</p>
熊本		<p>計画はありません。</p> <p>参考にしたいと思いますので研修会を見学させてください。</p>
鹿児島		<p>対外向け研修は「研修部」が執り行っている。</p> <p>本年度の対外向け研修としては「調査士制度制定70周年記念シンポジウム（所有者不明・狭あい道路問題）」を開催する。</p>
宮崎		<p>議題12でも述べたとおりである。</p>
沖縄		<p>特に行っていません、沖縄県用地課より講師依頼があり用地課職員対象の研修会に講師を派遣しております、用地買収のための分筆時の作業工程、立会等の重要性の説明をされたと聞いております。</p>

まとめ	<p>《資料》P80～P94</p> <ul style="list-style-type: none">・銀行担当者向け研修会に関する意見交換会資料（日調連）・対外向け（金融機関）研修会 研修内容（案）（福岡） <p>○福岡会より追加資料</p> <p>令和4年11月11日に開催した金融機関の融資担当者を対象とした研修会『表示登記の概要と注意点について』のレジュメをお送りします。</p>
-----	---

議題	1 5	ウェブ会議システムの利用について
提案理由	福岡	昨今のコロナ禍において、理事会や部会などは通常の対面で行われていますか？ウェブ会議システムを多く活用されていますか？ またそれによる利点や弊害等も教えてください。
	沖縄	まだコロナ禍の終息がみえないなか社会事業部の活動としてウェブを利用した取り組みなどは行っていますか。
福岡	福岡会では、理事会で一度ウェブ会議システムを利用した会議も開催しました。感想としては、熟成した議論、意見の集約には対面方式がスムーズと感じました。しかし、緊急時や出席者の負担軽減にはウェブ会議システムが有効であり、出席者が慣れることで大人数でのウェブ会議システム利用も対面方式と遜色なく行えるものと思われます。 少人数で開催する部会では、ウェブ会議システムをする場合も増えてきております。	
佐賀	理事会や部会などは通常の対面で行っています。ウェブ会議システムを個別では使用しておりません。 ウェブ会議ができるシステムを去年から事務局に設置しました。(主に連合会や九州ブロック会議に使用)	
長崎	感染対策を行っているホテルの会場を借り、理事会や部会は対面で行っている。ウェブの環境は整っているので、状況に応じて対応するようにしている。	
大分	理事会や大分会の全体研修会でウェブ会議システムを利用しています。webexを使用しています。 社会事業部でも昨年の研修会をウェブ形式で行いましたが、研修部の力を借りなければシステムの運用ができませんでした。	
熊本	熊本会では、常任理事会、理事会、部会などでハイブリッド方式も活用しながら活用しております。 利点としては時間等の負担軽減が有りますが、情報交換等に関しましては対面の方が勝っていると思います。	
鹿児島	今年は理事会においてウェブ会議を実施せず、感染対策を十分に行って会議を行った。部会ごとにウェブ会議を行っているところがある。 利点：場所を選ばずに会議ができる。遠方の方も参加しやすい。 弊害：意見が出にくい。 今後はメリット・デメリットを考慮したうえで臨機応変に活用していきたい。	

宮崎	宮崎会でも、理事会ではウェブ会議を導入している。宮崎会は南北に長い地理的な状況にあり、出向く不便は省略できている。
沖縄	<p>理事会、部会については基本的に対面で行うように努めていますが、ウェブ会議も併用する場合があります。ウェブ会議に慣れていないのがありますが、対面方式のほうが有意義だと感じます。</p> <p>今年度は総会ではコロナ過で参加者の減も考えられるため、試験的に発言権、議決権を持たない形でウェブ配信を行いました。配信映像が途切れてしまうハプニングがあり課題が残りました。</p>
まとめ	<p>○ウェブ会議室システムの導入には、ある程度の新しい知識の習得や入念な事前準備が必要となるが、感染症対策や移動時間の削減などのメリットも多いことを理解し、今後のODRへの対応を視野に積極的に取り組む必要性があるものと思われる。</p>

議題	16	社会事業部の事業について
提案理由	沖縄	社会事業部の名にふさわしい業務が行われているか他単会との違いを確認したい。
福岡		<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献事業の構築・推進（災害協定のマニュアル作成等） ・福岡専門職団体連絡協議会（他士業との交流支援） ・専門研究所への支援（必要に応じ） ・境界問題解決センターふくおかへの支援 ・公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会開催 ・各種名簿の整備 ・対外向け研修会への支援（金融機関を対象）
佐賀		佐賀会では、行政のパイプ役として存在していると考えております。なので前にお話しした海拔表示板設置・出前事業の講師などを行っております、通常は他の部の手となり足となり業務の潤滑な遂行のサポーターとなっております。
長崎		<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地問題に関する研究 ・空き家等対策への対応（協議会への人員の手配等） ・狭あい道路整備事業に関する研究 ・地図作成事業の推進 ・民法改正に関する研究 <p>【センター業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター業務の実施・運営・規則等の見直し ・長崎地方法務局筆界特定室との連携対応
大分		<ul style="list-style-type: none"> ・境界問題相談センターの運営 ・境界紛争解決センター（ADRセンター）の運営 ・筆界特定制度との連携強化（法務局との連絡協議会の開催） ・災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援体制の運営 ・空家対策特別措置法に関する情報提供 ・土地家屋調査士会主催の無料相談会の開催 ・専門士業無料相談会への参加 ・官公署主催の相談会への参加 ・各種会合への参加

熊本	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本行政評価事務所主催の「暮らしの何でも相談会」への相談員の派遣（毎月） ・法務局からの各種委員の選任依頼依頼への対応 ・専門士業連絡協議会への対応 ・全国一斉表示登記無料相談会の開催 ・ADRセンターの運営
鹿児島	<p>災害基本協定の推進 地図の作成及び整備に関する支援 筆界特定制度及び調査士会ADRに関する事項への支援 社会貢献活動の推進及び支援（無料相談会等） 登記困難防災委員会、表題部所有者不明土地問題への支援</p>
宮崎	<p>境界問題相談センターみやざきへの対応、公嘱への対応、空き家対策、所有者不明土地問題への対応、地上絵など。</p>
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉表示登記無料相談会の企画、実施 ・境界問題相談センターの支援 ・法務局イベントへの対応 ・地方自治体（県及び市町村）への対応 ・沖縄士業ネットワーク協議会「くらしと事業のよろず相談会」への対応 ・沖縄所有者不明土地連携協議会への対応
まとめ	<p>《資料》P95～P99</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度各部等事業計画（案）（日調連） ・議題16 社会事業部の事業について <p>○日調連の社会事業部の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地図の作成及び整備に関する事項 2 土地家屋調査士ADRセンターに関する事項 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項 <p>○各会で地域性・地理的条件・規模・抱えている問題などが異なるため、九Bとして事業を統一することは難しいと思われます。 社会事業部は総務・財務・業務・研修・広報の各部では対処できない事業を受け持つこととなります。 様々な事業に柔軟に対応するためにも各会の社会事業部担当者様とは今後更なる連携の強化を図っていきたいと思います。</p>

